

ID: 149

担当部署: 農水産課

処分の概要	延滞金の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市県営土地改良事業分担金徴収条例 第5条		
例 規 番 号	平成17年条例第112号		
【基準】 第5条の規定による。 (延滞金の減免) 第5条 第2条に規定する者が納期限後にその分担金を納入する場合において、市長は、災害 その他特別の事由があると認める場合は、延滞金を減額し、又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 150

担当部署: 農水産課

処分の概要	分担金等の徴収猶予及び減免		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市県営土地改良事業分担金徴収条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第112号		
【基準】 第7条の規定による。 (徴収猶予) 第7条 市長は、第2条に規定する者がその納入すべき分担金等並びに延滞金及び滞納処分費の全部又は一部を一時に納入することができないと認めた場合においては、その申請によって納入することができないと認められる金額を限度として1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。 2 市長は、前項の規定によって徴収猶予した場合において、その徴収猶予した分担金の額に係る延滞金額中当該徴収猶予した期限に対応する部分の金額の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: 農水産課

処分の概要	賦課徴収の延期等		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成17年条例第113号		
【基準】 第6条の規定による。 (賦課徴収の延期等) 第6条 市長は、天災その他特別の事情がある場合に限り、賦課の徴収を延期し、又は賦課を減額し、若しくは免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 農水産課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市農産物処理加工センターの設置及び管理に関する条例 第4条		
例 規 番 号	平成17年条例第116号		
【基準】 第4条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用の許可) 第4条 農産物処理加工センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日